



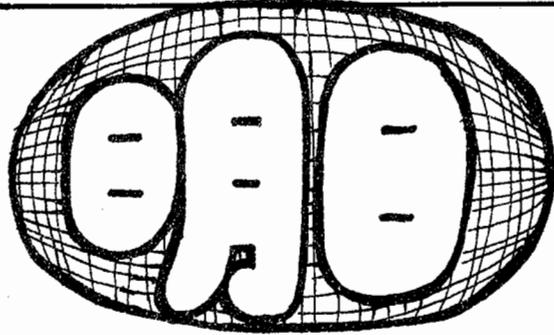
日勤動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

92.3.24 No.3561



スト第二波春季

清算事業団闘争勝利!

九二春闘勝利へ

3・25ストライキを闘おう

動輪旗の下

動労再建へ

すべての組合員のみなさん!

清算事業団闘争勝利! 九二春闘勝利へ三・二五春季第二波ストライキを断固として闘いぬこう。

清算事業団闘争も、昨年十二月の「中労委見解」が出される中、二度目の冬を越して闘いぬかれていく。「見解」の中でうたわれている「年度内決着」とは、まさに闘争団破壊—闘争終結策動そのものである。われわれは、絶対に闘争破壊を許さない。

われわれの要求は鮮明である。JRは地労委命令を守り、清算事業団の仲間たちを直ちに採用せよ。この一点だ!

さらに、JRの不当な労務政策が行われている中、労働運動の原則を貫き、闘う以外に賃上げや時短も権利獲得もありえない。実力で闘う以外ないのだ。

JR総連革マルを打倒し、「動労の再建」をかちとろう。動輪旗ひるがえる下三・二五ストライキへ立ち上がろう!

86.2第二波ストライキ裁判が結審

「解雇無効」の勝利判決がちとろう

国鉄分割・民営化に伴う十万人合理化(国鉄労働者三人に一人の首切り)、安全無視の施策に反対し、ストを決行した報復処分として出された二八名の不当解雇を争っていた裁判が三月十六日に結審した。(第一波ストに係わる二〇名の解雇事件は昨年十一月に結審、今回の結審は第二波スト八名の解雇事件)

一九八六年の提訴以来、実に足かけ六年間という長期にわたり、弁護団を先頭にわれわれは、二八名の解雇撤回をかけて全力で裁判闘争を闘いぬいてきた。

「あまりにも不当な大量処分」

この不当解雇は第一に、二八名という解雇者の数から見ても全く不当な解雇である。一九七五年、国労と旧動労は、「スト権奪還」を掲げ、八日間にわたり全国全線区をストップさせたスト権ストを

3・29三里塚へ!

成田駅改札口 10時30分集合

— 全力で結集しよう! —

実施した。この時の解雇は全国で十五名、しかも公労法解雇の対象は、全国単産の中央本部、地方本部の三役である。それに対して動労千葉の実施したストは、第一波が千葉から東京方面のみが対象の二四時間スト、第二波が同じく千葉から東京方面に成田線を加えた十七時間三〇分のストであることを見ても不当性は明らかである。

国鉄当局は、「大量解雇の理由は、分割・民営化という国策に反対した政治スト」という主張を展開させているが、「スト権スト」のほうがかはるかに政治ストである。

「何の指導権限もない現場の役員を解雇」

第二に、スト拠点となった現場の役員を根こそぎ解雇、中には何の役職にもついていない者や、ストの一週間前に支部青年部長になった者まで解雇していながら、国鉄当局は裁判の中で何ひとつスト

の指導責任など明らかにしなかったのである。少なくともこれまで「公労法解雇」に係わる判決では、「指導責任、幹部責任」以外問えないとの解釈がとられてきた。しかし、当局は、肩書きのみをとらえ解雇を強行したのである。

われわれは、この一年間の裁判闘争で、解雇の理由を明らかにできない当局を追込み、その不当性を追及し、勝利的に結審を迎えることができた。

担当弁護団と、物販運動や団体署名運動を通じて物心両面にわたる支援していただいた全国の皆さん、さらに、この間の国鉄—JRを通じて不当労働行為にも耐えぬき、組織を守りぬいた組合員の皆さんに心より感謝するものであります。

勝利判決獲得に向け、気を緩めることなくさらに闘いぬこうではありませんか。